

組織改編実施方針

(令和3年度～令和7年度)

1. 行政組織見直しの背景
 - 1-1.H30 基本方針（3カ年計画）の総括
 - 1-2.社会変化に伴う新たな行政課題
 - 1-3.各課からの要望等
2. 組織改編実施方針 R3年度～R7年度
 - 2-1.組織改編の実施本方針
 - 2-2.組織改編の留意点

1. 行政組織見直しの背景

組織については、行政改革推進本部のもとで、平成30年度に、3カ年計画の「組織改革基本方針」（以下「H30基本方針」という）を定め、「①事務の効率化・簡素化」「②部・課の組織体制強化」「③新たな課題への対応」という3つの視点により、それぞれ基本方針を掲げ、組織改革を進めました。

1-1.H30 基本方針（3カ年計画）の総括

（1）H30基本方針における主な取り組み内容

（ア）実施したもの

- ・縦割り行政における非効率事務の見直し（鳥獣被害対策・パトロール業務の一元化）
- ・部の体制強化（環境経済部の主管課変更、開発指導課を都市計画課へ編入）
- ・課の強化体制（1課1班体制の見直し、人事課の設置、高齢者福祉課・介護福祉課の統合、市民税課・資産税課の統合、上下水道部の設置）
- ・専門分野の強化（危機管理室の設置）
- ・少子高齢化社会の進展への対応（福祉部、健康子ども部の設置）
- ・市民の健康の増進（スポーツ振興課の健康子ども部へ編入）

（イ）継続検討としたもの

- ・縦割り行政における非効率事務の見直し（幼保一体とした体制の構築）
- ・学校教育の専門分野を強化（施設管理等の専門部門）
- ・行政窓口の利便性の向上（総合窓口の構築）
- ・類似施設等の一括管理（コミセン、公民館、地域交流センター）

1-2.社会変化に伴う新たな行政課題

社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題として、デジタル社会、子ども政策の一元化、少子高齢化の進展による福祉ニーズの増、局地的な自然災害の発生や複合化する災害、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな生活様式への対応など、多くの課題があります。

また、全世界共通の目標としているSDGsの達成に向けた取り組みは、市の各施策と重なる部分も多くあります。

これら多様化する行政需要に的確に、限られた職員で対応していくためには、事務事業における創意工夫とともに、簡素で合理的な組織体制の整備が求められています。

【新たな行政課題】

- ・デジタル社会 ・子ども政策の一元化 ・少子高齢化の進展 ・感染症対策 ・SDGs
- ・カーボンニュートラル ・局地的な災害 ・災害の複合化 ・新たな生活様式 など

1-3. 各課等からの要望等

毎年、各部（課）から行政組織に関する要望や意見、検討事項などのヒアリングを行っており、その結果を、H30基本方針に基づき分類すると、以下のとおりとなります。

①事務の効率化に関すること

- ・ 総合窓口の設置（窓口業務のワンストップ化）
- ・ 幼稚園、保育園窓口の一元化
- ・ 公共施設管理の一元化（公の施設運営の一元化）
- ・ 交通安全施設業務の一元化
- ・ 少人数「係」の解消
- ・ 事務連携強化
（交通政策、統計、後期高齢・介護の一体化事業、子育て包括支援、下水道維持管理）

②組織体制の強化に関すること

- ・ 健康づくり部門の連携強化
- ・ 地域福祉の強化
- ・ 治水排水対策の強化
- ・ 伝統文化芸術部門の強化
- ・ 総合的な政策の企画立案部門の強化
- ・ 学校教育施設整備の体制強化
- ・ 債権管理体制の強化
- ・ 印旛中央地区事業の推進
- ・ シティプロモーションの強化

③新たな課題への対応に関すること

- ・ デジタル庁関連業務
- ・ Society 5.0 社会
- ・ デジタル・ガバメント
- ・ 子ども庁関連業務

④その他

- ・ 本庁舎フロアー問題
（市民待合スペース不足、事務室不足、書庫不足、会議室の不足）
- ・ 民間活用に係るPPPやPFIの取り組み
- ・ 公共施設の有効活用（本埜支所、旧永治小等）

2. 組織改編実施方針 R3年度～R7年度

第6次印西市行政改革大綱において（令和3年度～令和7年度）、機能的な組織体制の整備、人材育成の推進を基本目標の1つとして、以下の事項を掲げ推進しています。

行政改革大綱 多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応していくため、業務内容に応じた組織編制を検討し、簡素で合理的な組織づくりに取り組みとともに、市民に分かりやすい組織の構築に努めます。

2-1. 組織改編の実施方針

市民ニーズに対応した、市民に分かりやすく簡素で合理的な組織改編を達成するため、H30基本方針を継承しつつ、①窓口サービスの向上、②組織体制の強化、③新たな行政課題への対応、の3つを実施方針に掲げ、組織改編に取り組みます。

実施方針1 窓口サービスの向上

関連性の高い、申請や届出等の窓口業務を集約化し、ワンストップサービスを目指すとともに、来庁者の待合スペースを確保する等、便利で快適な窓口サービスを目指します。

実施方針2 組織体制の強化

類似性の高い業務の集約化や部門ごとの専門性を高めること等により、部及び課等のマネジメント力の強化や意思決定の迅速化を図り、より質の高い効率的な行政運営を目指します。

実施方針3 新たな行政課題への対応

社会情勢の変化に伴う新たな課題や、多様化・複雑化する市民ニーズに、スピード感を持って的確に対応できる組織体制を目指します（デジタル社会、こども政策の一元化）。

2-2.組織改編の留意点

組織改編については、以下の項目に留意し実施します。

(1) 5カ年計画の策定

第6次行政改革大綱の計画期間である令和3年度から令和7年度までの5カ年計画で、組織改編の具体的な取り組みを示し、計画的な組織改編を実施します。

また、組織は社会情勢の変化や新たな行政ニーズに、的確に対応することが重要なため、必要に応じ見直しを行います。

(2) 組織改編における人員について

組織改編による業務の移管などについては、現在の業務所管課において移管する業務の詳細を業務フローなどを基に整理し、移管先となる課及び行革担当課において業務量に応じた人員を手当てできるように人事担当課と協議を行うこととします。

(3) 本庁舎のフロアー配置など

現在の本庁舎は、市民待合スペースをはじめ、事務室、書庫、会議室が慢性的に不足しており、組織改編と併せて、改善に向けた取り組みを行います。

組織改編実施方針

令和 3 年 8 月

行政改革推進本部